

令和 7 年度	一般会計歳出	第 2 款 14 項 3 目 12 節	参議院選挙費
		第 2 款 14 項 2 目 12 節	市長選挙費
受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 担当者名 954-6012 旭区総務課 電話 与賀田 陸虎

設 計 書

1 委託名	第27回参議院議員通常選挙及び令和7年横浜市長選挙における旭区期日前投票所人材派遣		
2 履行場所	旭区役所、横浜市旭区民文化センターサンハート		
3 履行期間 又は期限	<input checked="" type="checkbox"/> 期間	契約締結日	から 令和7年8月2日 まで
	<input type="checkbox"/> 期限		まで
4 契約区分	<input type="checkbox"/> 確定契約 <input checked="" type="checkbox"/> 概算契約		
5 その他特約事項	仕様書及び添付資料記載のとおり		
6 現場説明	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 ()		
7 委託概要	第27回参議院議員通常選挙及び令和7年横浜市長選挙の期日前投票所における案内・記載 指導、受付(名簿照合)、投票用紙交付等の事務について人材派遣会社から労働者を派遣する。		

8 部分払

する (回 以 内)

■ し な い

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

派 遣 代 金 額

¥ ()

内 訳 業 務 価 格

¥ ()

消費税及び地方消費税相当額

¥ ()

名称	形状寸法等	<input type="checkbox"/> 確定数量 <input checked="" type="checkbox"/> 概算数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
【参院選・市長選】						
1 システム研修(市選管)	4人分	(8)	時間		()	
2 従事者研修(区選管)	80人分	(80)	時間		()	
【参院選】					()	
1 旭区役所	案内記載指導係	(444)	時間		()	
	受付係(名簿照合係)	(384)	時間		()	
	投票用紙交付係	(192)	時間		()	
	投票用紙交付係(宣誓書受領含む)	(192)	時間		()	
2 サンハート	案内記載指導係	(585)	時間		()	
	受付係(名簿照合係)	(176.5)	時間		()	
	投票用紙交付係	(88.25)	時間		()	
	投票用紙交付係(宣誓書受領含む)	(88.25)	時間		()	
【市長選】						
1 旭区役所	案内記載指導係	(372)	時間		()	
	受付係(名簿照合係)	(312)	時間		()	
	投票用紙交付係(宣誓書受領含む)	(156)	時間		()	
2 サンハート	案内記載指導係	(485.25)	時間		()	
	受付係(名簿照合係)	(286.5)	時間		()	
	投票用紙交付係(宣誓書受領含む)	(143.25)	時間		()	
小計					()	
消費税					()	
合計					()	

参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙 旭区期日前投票所人材派遣仕様書

横浜市旭区（以下、「委託者」という）と 受託者は、労働者派遣基本契約書で定めた事項を基に、次のとおり個別の派遣契約を締結する。

1 業務概要

第 27 回参議院議員通常選挙（参議院選挙区選出議員選挙、参議院比例代表選出議員選挙）及び令和 7 年横浜市長選挙の期日前投票所における案内・記載指導、受付（名簿照合）、投票用紙交付等の事務を行う。

2 派遣場所

（1）区役所期日前投票所

横浜市旭区役所本館地下 1 階（横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目 4-12）

（2）増設期日前投票所

横浜市旭区民文化センター サンハートホール

（横浜市旭区二俣川 1-3 ジョイナステラス 3 5 階）

3 集合場所、時間及び履行期間

履行期間については、契約締結日から令和 7 年 8 月 2 日までの間において、旭区総務課が指定する期間とする。参議院議員通常選挙の投票日が変更になった場合には、あわせて期日前投票期間も変更するものとし、正式な履行期間は選挙期日が確定次第連絡する。なお、時間は投票日によらず次のとおりとする。

【参議院議員通常選挙】

（1）横浜市旭区役所本館地下 1 階（現地集合）

時間：午前 8 時 15 分から午後 8 時 10 分まで（2交代制）

前半 午前 8 時 15 分から午後 2 時 15 分まで（6H）

後半 午後 2 時 10 分から午後 8 時 10 分まで（6H）

期間：投票日 16 日前から投票日前日まで（16 日間）

（2）横浜市旭区民文化センター サンハートホール（現地集合）

時間：午前 9 時 15 分から午後 8 時 10 分まで（2交代制）

前半 午前 9 時 15 分から午後 2 時 45 分まで（5.5H）

後半 午後 2 時 40 分から午後 8 時 10 分まで（5.5H）

※最終日については、後半の従事時間を午後 8 時 25 分までとする。

期間：投票日 8 日前から投票日前日まで（8 日間）

※ 参議院選挙については 7 月 20 日を想定して積算する。

なお、国会延長により、7 月 27 日、8 月 3 日となった場合には別途協議の上、契約変更等の手続きを行う。

【参考】

想定される参議院議員通常選挙の投票日及び期日前投票期間は次のとおりである。

投票日：令和 7 年 7 月 20 日の場合

（区役所）令和 7 年 7 月 4 日から令和 7 年 7 月 19 日まで

（増 設）令和 7 年 7 月 12 日から令和 7 年 7 月 19 日まで

【横浜市長選挙】

(1) 横浜市旭区役所本館地下1階（現地集合）

時間：午前8時15分から午後8時10分まで（2交代制）

前半 午前8時15分から午後2時15分まで（6H）

後半 午後2時10分から午後8時10分まで（6H）

期間：投票日13日前から投票日前日まで（13日間）

(2) 横浜市旭区民文化センター サンハート情報コーナー（現地集合）

時間：午前9時15分から午後8時10分まで（2交代制）

前半 午前9時15分から午後2時45分まで（5.5H）

後半 午後2時40分から午後8時10分まで（5.5H）

※最終日については、後半の従事時間を午後8時25分までとする。

期間：投票日13日前から投票日前日まで（13日間）

なお、横浜市長選挙の投票日及び期日前投票期間は次のとおりである。

投票日：令和7年8月3日

(区役所) 令和7年7月21日から令和7年8月2日まで

(増設) 令和7年7月21日から令和7年8月2日まで

4 配置人員

時間内においては、下記の延べ時間の範囲内で常に必要人員を確保すること。

なお、「5 期日前投票所における業務の内容」の配置シフトについては、委託者と協議のうえ、受託者において作成及び管理を行うこと。

(1) 旭区役所本館地下1階への派遣人員

別紙1-1、1-2のとおり

(2) 横浜市旭区民文化センター サンハートホールへの派遣人員

別紙1-1、1-2のとおり

5 期日前投票所における業務の内容

(1) 案内・記載指導係

ア 選挙人の案内、投票手続及び請求書兼宣誓書への記載方法等についての説明を行う。また、必要に応じて請求書兼宣誓書の記載内容について確認する。

イ ジョイナステラス3、4階で案内・誘導業務を行う。

ウ 二俣川駅ペデストリアンデッキ周辺で案内・誘導業務を行う。

※イ・ウは、増設期日前投票所のみ

(2) 受付係（名簿照合係）

期日前投票システムを操作し、選挙人の本人確認及び投票受付処理を行う。

ア 選挙人の検索 ((ア)若しくは(イ)の方法による)

(ア) 「投票のご案内」に記載されたバーコードを読みとる方法

(イ) 選挙人の氏名・生年月日を入力する方法（「投票のご案内」不持参者の場合）

イ 請求書兼宣誓書の記載内容と選挙人名簿（システム画面上）との照合作業

※受付係（名簿照合係）は、パソコンの操作に習熟している者を配置すること。また、非常に混雑することが予想されるので、選挙人を待たせないため、マウス及びキーボードの操作（ローマ字入力）を迅速かつ正確に行える者を配置すること。

※ この作業は1台の端末機につき従事者1名で操作を行う。

※ 日毎の受付件数については、別紙2-1、2-2を参照。

(3) 投票用紙交付係

宣誓書を確認し、投票用紙を1枚ずつ交付する。

※ 投票用紙自動交付機を利用する際は従事者が交付機から取り出し、手渡しで交付すること。

(4) 投票用紙交付係（宣誓書受領係）

宣誓書を回収・整理し、投票用紙を1枚ずつ交付する。

※ 投票用紙自動交付機を利用する際は従事者が交付機から取り出し、手渡しで交付すること。

5における共通事項

ア 事務分担は委託者と協議のうえ、受託者が指示すること。なお、受付係（名簿照合係）に従事する派遣員は、原則として履行期間中同一の者を配置すること。

イ 派遣員が業務を交替する際は、必ず次の担当者へ当該業務内容及び状況を説明し、業務が滞ることのないように引き継ぐこと。（受託者において社員を配置する等、必ず引き継ぎ状況を確認できる体制をとること。）

ウ 交替を円滑にするため、従事時間及び交替時間、担当の係については、事前に受託者より派遣員へ周知すること。

エ 期日前投票所に従事する派遣員は、委託者が実施する期日前投票事務研修会を受講すること。なお、その中でも、受付係（名簿照合係）に従事する派遣員は、横浜市選挙管理委員会事務局が実施する期日前（不在者）投票システム操作研修会も受講すること。また、やむを得ず研修会に参加できない者については、必ず受託者が事前に研修を行うこと。

オ 期間中の派遣員の配置については、全体の必要人員の50%以上は翌日も引き続き業務を行える体制とすること。

カ 受託者において派遣員に選挙事務の内容について正しく理解をさせるとともに、不明な点について、選挙人に対して間違った案内をしないよう十分指導すること。

キ 各日、従事者を取りまとめるリーダーを設定し、業務にあたること。

6 研修会について

(1) 期日前（不在者）投票システム操作研修会

期日前投票所において、5(2)の業務に従事する者は、横浜市選挙管理委員会事務局が行う操作実務研修（期日前投票制度、不在者投票制度、システムの操作方法等）を受けること。

【場所】未定

【日時】未定

【人数】4名

【時間】延べ8時間（受講人数×2時間）

※ 場所・日時が決定次第、委託者と受託者で調整し研修会に参加すること。

※ 研修受講者名簿は事前に委託者へ提出すること。

※ 本研修を受けた者は、必要に応じ、業務中に他の従事者へも操作の取扱い等をレ

クチャーし、本研修を受けていない者についても期日前（不在者）投票システム操作を行うことを可とする。

（2）旭区期日前投票所従事者研修会

期日前投票所における業務に従事する者は、その業務内容についての研修を受けること。

【場所】横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12 旭区役所会議室（予定）

【日時】令和7年6月27日（金） 18:00～（1時間程度）（予定）

令和7年6月28日（土） 10:00～（1時間程度）（予定）

【人数】80人以内

※ 場所・日時が決定次第、委託者と受託者で調整し研修会に参加すること。

※ 本研修を受けた者は、必要に応じ、業務中に他の従事者へも操作の取扱い等をレクチャーし、本研修を受けていない者についても期日前投票所における業務に従事することを可とする。

7 責任者、指揮命令者

委託者 責任者 横浜市旭区総務課長 齋藤 修身

指揮命令者 横浜市旭区総務課統計選挙係長 佐藤 佳映

受託者 責任者

8 勤務に関する定め

- （1）選挙人に対する言葉遣い、服装、態度に気を配り、従事中の私語は慎むこと。また、業務開始時刻を厳守すること。
- （2）午後8時を過ぎて投票所内に選挙人が残っている場合は、選挙人全員の投票が完了するまで引き続き業務に従事すること。

9 従事者の日程管理

- （1）受託者は、従事者全員の氏名及び従事時間を記した『シフト表』（※）を期日前投票開始日の前々日までに提出すること。また、内容に変更があった場合は、速やかに委託者の指揮命令者に連絡すること。
※ シフト表は、別紙3-1、3-2を参考に期日前投票全期間を通した一覧表を作成し、人員配置が容易に確認できるものを提出すること。
- （2）予定されていた派遣労働者が、事故・病気その他の理由により従事できなくなった場合は、直ちに委託者の指揮命令者に連絡のうえ、他の者に従事させること。
- （3）その他、非常事態発生時についての対応は、あらかじめ十分検討し、必要な処置を講ずること。緊急時の対応が出来るよう、受託者は常（24時間体制）に連絡の取れる体制をとること。

10 個人情報の保護

（1）守秘義務

作業進行上知り得た事柄は、絶対にもらしたり話題にしたりすることのないよう細心の注意を払うこと。

（2）データ等の適正な管理・取り扱い

受託者は、支給品、データ等の業務の履行に必要な書類の処理、保管等の管理にあたっては、漏洩、滅失などがないよう適正な管理を行うこと。

また、これらを業務の履行以外の用途のために複写、複製、第三者への提供及び外部への持ち出しを行ってはならない。

（3）誓約書等の提出について

受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、『個人情報の保護に関する法律』、『横浜市個人情報の保護に関する条例』、別添1『個人情報取扱特記事項』及び別添2『電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項』を遵守しなければならない。

また、これらに基づき、受託者は従事する派遣員全員に対して個人情報の保護及び取り扱いについて研修を実施のうえ、別紙（様式1・2）を委託者へ提出すること。

11 契約の解除

- （1）委託者又は受託者は、相手方が正当な理由なく本契約及び個別契約の定めに違反した場合、是正を催促し、相当な期間内に是正がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- （2）前項のほか、一般取引上の解除事由が生じたときは、委託者又は受託者は、何らの催促を要せず、将来に向かって本契約を解除することができる。
- （3）本条に基づく解除については、損害賠償の請求を妨げないものとする。

12 派遣労働者からの苦情処理

（1）苦情の申し出を受ける者

委託者 横浜市旭区総務課長 齋藤 修身

受託者

（2）苦情処理方法、連絡体制

ア 委託者における（1）記載の者が苦情の申し出を受けたときは、直ちに派遣元責任者へ連絡し、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

イ 受託者における（1）記載の者が苦情の申し出を受けたときは、直ちに派遣先責任者へ連絡し、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

ウ 委託者及び受託者は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

13 その他

- （1）具体的な業務内容及び事務の流れは、横浜市旭区総務課統計選挙係からの説明及び指示に従うこと。この契約書に定めのないことについては、委託者と受託者との協議のうえ解決を図るものとする。
- （2）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第

7項に基づき、指名通知の送付に際して、併せて比較対象労働者の待遇情報を提供する。

(3) 参議院議員通常選挙の期日については確定次第連絡する。

第27回参議院議員通常選挙

別紙 1-1

(1) 横浜市旭区役所本館地下1階への派遣人員

(投票日の16日前～投票日前日 時間：午前8時15分～午後8時10分) [16日間]

投票日が 7月20日の場 合	7月4日	7月5日	7月6日	7月7日	7月8日	7月9日	7月10日	7月11日	7月12日	7月13日	7月14日	7月15日	7月16日	7月17日	7月18日	7月19日	合計 (人)	延べ 時間
係 名	16日前	15日前	14日前	13日前	12日前	11日前	10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前		
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
案内・記載指導係	2人	3人	3人	3人	4人	37	444.0											
受付係 (名簿照合係)	2人	32	384.0															
投票用紙交付係	1人	16	192.0															
投票用紙交付係 (請求書受領係)	1人	16	192.0															
従事者数計 (1日あたり)	6人	7人	7人	7人	8人	101												
延べ時間 合計	72.0 時間	84.0 時間	84.0 時間	84.0 時間	96.0 時間	1212.0 時間												

(2) 横浜市旭区民文化センター サンハートへの派遣人員

(投票日の8日前～投票日前日 時間：午前9時15分～午後8時10分) [8日間]

投票日が 7月20日の場 合	7月4日	7月5日	7月6日	7月7日	7月8日	7月9日	7月10日	7月11日	7月12日	7月13日	7月14日	7月15日	7月16日	7月17日	7月18日	7月19日	合計 (人)	延べ 時間		
係 名	16日前	15日前	14日前	13日前	12日前	11日前	10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前				
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				
案内・記載指導係 (うち2人は施設外)												6人	6人	6人	7人	7人	8人	53	585.0	
受付係 (名簿照合係)												2人	2人	2人	2人	2人	2人	16	176.5	
投票用紙交付係												1人	1人	1人	1人	1人	1人	8	88.25	
投票用紙交付係 (請求書受領係)												1人	1人	1人	1人	1人	1人	8	88.25	
従事者数計 (1日あたり)												10人	10人	10人	11人	11人	12人	85		
延べ時間 合計												110.0 時間	110.0 時間	110.0 時間	110.0 時間	121.0 時間	121.0 時間	135.00 時間	938.00 時間	

	従事者 (延べ人数)	時間数 /日	最終日	延べ時 間
区役所	101	12		1,212.0
二俣川	85	11.0	11.25*	938.00
計	186	23.0	23.25*	2,150.00

*最終日のみ15分延長

令和7年横浜市長選挙

別紙 1-2

(1) 横浜市旭区役所本館地下1階への派遣人員

(投票日の13日前～投票日前日 時間：午前8時15分～午後8時10分)

[13日間]

投票日 8月3日	7月21日	7月22日	7月23日	7月24日	7月25日	7月26日	7月27日	7月28日	7月29日	7月30日	7月31日	8月1日	8月2日	合計 (人)	延べ 時間
係名	13日前	12日前	11日前	10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前		
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
案内・記載指導係 (うち2人は施設外)	2人	3人	3人	3人	4人	31	372.0								
受付係 (名簿照合係)	2人	26	312.0												
投票用紙交付係 (請求書受領係)	1人	13	156.0												
従事者数計 (1日あたり)	5人	6人	6人	6人	7人	70									
延べ時間 合計	60.0 時間	72.0 時間	72.0 時間	72.0 時間	84.0 時間		840.0 時間								

(2) 横浜市旭区民文化センター サンハートへの派遣人員

(投票日の13日前～投票日前日 時間：午前9時15分～午後8時10分)

[13日間]

投票日 8月3日	7月21日	7月22日	7月23日	7月24日	7月25日	7月26日	7月27日	7月28日	7月29日	7月30日	7月31日	8月1日	8月2日	合計 (人)	延べ 時間
係名	13日前	12日前	11日前	10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前		
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
案内・記載指導係 (うち2人は施設外)	3人	4人	4人	4人	5人	44	485.25								
受付係 (名簿照合係)	2人	26	286.5												
投票用紙交付係 (請求書受領係)	1人	13	143.25												
従事者数計 (1日あたり)	6人	7人	7人	7人	8人	83									
延べ時間 合計	66.0 時間	77.0 時間	77.0 時間	77.0 時間	90.00 時間		915.00 時間								

	従事者 (延べ人数)	時間数/ 日	時間数 /日 ※最終 日	延べ時 間
区役所	70	12		840.0
二俣川	83	11.0	11.25*	915.00
計	153	23.0	23.25*	1,755.00

*最終日のみ15分延長

令和4年7月10日執行 第26回参議院議員通常選挙
旭区期日前投票者数(選挙区)

● 旭区役所

(単位:人)

6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
620	673	749	790	711	808	745	697	774	895	1,162	1,303	1,220	1,367	1,576	1,777	2,680	18,547

● サンハート

(単位:人)

6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9			
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
												2,214	2,100	2,444	2,358	2,234	2,250	2,501	3,397 19,498

令和元年7月21日執行 第25回参議院議員通常選挙
旭区期日前投票者数(選挙区)

● 旭区役所

(単位:人)

7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
535	702	671	867	927	938	856	791	869	858	1,178	1,167	1,762	1,404	1,469	2,173	17,167

● サンハート

(単位:人)

7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20		
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
										1,916	1,561	2,130	2,133	2,224	2,082	2,083	2,950 17,079

別紙 2-2

令和3年8月22日執行 横浜市長選挙
旭区期日前投票者数

● 旭区役所

(単位:人)

8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
317	448	577	630	609	572	442	924	1,076	1,300	1,486	1,748	2,197	12,326

● サンハート

(単位:人)

8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
536	736	735	847	960	958	696	1,376	1,417	1,640	2,014	2,193	2,923	17,031

平成29年7月30日執行 横浜市長選挙
旭区期日前投票者数

● 旭区役所

(単位:人)

7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
67	150	180	554	707	674	841	1,130	1,016	922	1,217	1,267	1,559	10,284

● サンハート

(単位:人)

7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
131	137	226	623	1,046	1,217	1,169	1,339	1,166	1,184	1,420	1,474	1,987	13,119

区役所期日前投票所 シフト表

別紙 3-1

参議院議員通常選挙

期日前投票所			区役所 (早出)						
係			案内・記載指導係			名簿照合係		投票用紙交付係	
月日	曜日	期日前	8:15～14:15			8:15～14:15		8:15～14:15	
7月4日	金	16日前							
7月5日	土	15日前							
7月6日	日	14日前							
7月7日	月	13日前							
7月8日	火	12日前							
7月9日	水	11日前							
7月10日	木	10日前							
7月11日	金	9日前							
7月12日	土	8日前							
7月13日	日	7日前							
7月14日	月	6日前							
7月15日	火	5日前							
7月16日	水	4日前							
7月17日	木	3日前							
7月18日	金	2日前							
7月19日	土	1日前							

期日前投票所			区役所 (遅出)						
係			案内・記載指導係			名簿照合係		投票用紙交付係	
月日	曜日	期日前	14:10～20:10			14:10～20:10		14:10～20:10	
7月4日	金	16日前							
7月5日	土	15日前							
7月6日	日	14日前							
7月7日	月	13日前							
7月8日	火	12日前							
7月9日	水	11日前							
7月10日	木	10日前							
7月11日	金	9日前							
7月12日	土	8日前							
7月13日	日	7日前							
7月14日	月	6日前							
7月15日	火	5日前							
7月16日	水	4日前							
7月17日	木	3日前							
7月18日	金	2日前							
7月19日	土	1日前							

区役所期日前投票所 シフト表

別紙 3-2

横浜市長選挙

臨時期目前投票所 シフト表

横浜市長選挙

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出した場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

（従事者の監督）

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

（禁止事項）

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件事務を処理する目的以外での利用

(2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報が記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書（第2号様式）を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

年 月 日

(提出先)

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全枚)のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

(別紙)

研修実施明細書

本件業務の委託に当たり、受託者として従事者に実施した個人情報保護に係る研修の明細は、次のとおりです。

(A 4)

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記事項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製版その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に關し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に關する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者が協議して決定する。

(従事者の監督)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に關して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、本件業務に係る情報に關し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用

(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に關し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。)を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじ

め委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなつたとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。

2 前項の場合において、委託者が当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を指示した場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があつたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となつたときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に對し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するため必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和5年4月1日)